

許すな 戦争する国・人づくり

―安倍政権の教育・教科書政策を斬る―

歴史教育者協議会 石山久男

1. 急ピッチで進む安倍政権の教育「改革」

安倍政権の教育「改革」はいま、自民党の教育再生実行本部、首相直属の教育再生実行会議、文科省の諮問機関である第7期中教審の3つの組織を使って、急速に進められている。実行本部は野党時代の昨年10月に発足し、基本政策、いじめ問題、教科書、大学教育、教育委員会制度の5分科会で審議をすすめ、その後「教科書検定の在り方特別部会」も設置し、それぞれまとめを発表している。実行会議は、いじめ問題、教育委員会の在り方、大学教育等（グローバル人材育成のための学校教育制度全体の改革を含む）の3つの提言を出し、それをうけて、いじめ防止対策推進法がすでに6月に成

立した。中教審は教育委員会制度についての審議をすすめ、9月に中間まとめを発表している。したがって当面、地方教育行政制度、教科書制度の「改革」の具体化・法制化が来年はじめまでに行われる危険がある。

安倍政権が推し進めようとしている戦争する国づくりと、新自由主義改革をいっそう徹底して大企業の利益を最大にする国づくりのどちらにとっても、原発再稼働も増税も福祉削減も貧困と格差の拡大も我慢してひたすら国家権力に従順に従って戦争に協力する国民の育成は欠かせない。だから教育「改革」は安倍政権の政策全体を推進するための基底にある重要な政策として位置づけられている。そこで、以下の各項に示すような全面的な教育「改革」が構想されているのである。

2. 戦争を美化し、政府の見解だけを教える教科書づくり

集団的自衛権を発動して戦争をするためには戦争に協力する国民の育成が不可欠である。それには日本が行った過去の戦争と植民地支配を美化しなければならぬ。それは同時に、国家権力はいつも正しいのだから、政府のいう通りにすれば間違いないということを教えることでもある。

しかし安倍政権とそれにつながる右翼勢力は、せっかく教育基本法を改定したのに、いまだに「自虐的」教科書があとを絶たず、政府につき従い戦争に協力する国民が育つようになっていないと考えている。そこを変えるために、安倍自民

党政権は検定制度の大幅改悪をやるとうしている。

第一にその前提として、日本軍「慰安婦」について反省を表明した1993年の河野官房長官談話、侵略戦争と植民地支配への反省を表明した95年の戦後50年村山首相談話の否定と、教科書検定基準のなかの近隣諸国条項の廃止を企てている。だがこれはアジア諸国との関係でかなり困難である。

第二に、検定のやりかたをきびしくすることである。学習指導要領と検定基準を詳細化して、どの教科書にも共通に記載すべき事項を文科大臣が指定できるようにする。

第三に、検定に政治介入できる制度にする。検定を最終決定する権限をもっている検定審議会委員を国会同意人事とし、政権党と異なる意見を持つ人を検定審議会から排除する。さらに検定経過や検定結果を国会審議事項にし、政権党が検定に口出しし、検定結果を変えさせることも可能にする。

こうして自由に記述できる部分が最小化され、すべて政権党の見解通りに書かせることができるようになれば、限りなく国定教科書に近づくことになる。

3. 教科書改悪を先取りした教科書採択への政治介入

このような検定制度改悪による教科書改悪を先取りし、現行検定制度の枠組みを突破して安倍政権と右翼勢力にとって不都合な教科書を排除したのが、昨年来おこった高校教科書採択への政治介入である。

私たちの長年の教科書統制反対の運動によって、現行検定制度のもとでは、記述されていることが事実である限り、政府の見解と異なるというだけの理由で削除・修正することはできないようにしてきた。したがって、今回の採択排除の対象となった実教出版『高校日本史』の国旗・国歌に関する「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記述は、当然に検定に合格した。ところが「日の丸・君が代」の強制を強めている東京都など一部の教育委員会はこの記述は不都合だと考え、教委の考え方と異なるというだけの理由を正面に掲げて、この教科書の採択を事実上禁止した。大阪維新の会の府議は府教委に採択禁止を要求し、

採択を希望している学校に押しかけるとまで脅かした。埼玉の自民党県議は議会閉会中に県議会文教委員会を開かせ、県教委に採択変更を迫り、採択した学校長まで呼び出して詰問するという暴挙を行った。このような地方議員による教育内容への露骨な政治介入がおこった。

こうした採択過程への介入によって、検定ではできなかった不都合な教科書の排除を実行したのである。これは行政権力や一部政治勢力と異なる考え方は高校生の目に一切触れさせないようにするという、権力による憲法違反の露骨な言論統制であり、高校生の学ぶ権利の侵害であり、正当な手続をへて認められた教科書の出版妨害でもある。これに味をしめた安倍政権と右翼勢力は、次年度以降も地方議員と結託して採択妨害をさらに拡大することが予想される。それは教科書著者・出版社の自主規制を誘発し、政権党の思うがままの言論・思想統制がいつそう強化しかねない。まさに教科書攻撃の新しい段階である。

このような違憲無法の行為をも合法化しようとするのが憲法改悪であり、さしあたってはいま自民党が準備中の教科書法制定による教科書の検定・採択の両面

からの全面的統制である。

4. 「いじめ」問題も利用して「道徳」で子どもをしぼる

教科書統制とならぶ教育内容統制のもう一つの柱は「道徳」の教科化を通しての道徳教育の徹底である。「いじめ」問題についての教育再生実行会議第一次提言で「道徳」の教科化が打ち出された。

一方、第一次提言を受けて成立した「いじめ防止対策推進法」をみると、子ども・保護者の義務、学校と教職員の責務を規定し、地方自治体にはいじめ防止条例制定などを義務化し、学校と教職員の対応を教委が評価し、加害生徒への懲戒を求めるなど、上意下達の体制でのいじめ押さえ込みに徹している。逆に、少人数学級の推進、競争によるストレスの解消などいじめがおきない環境づくりは無視される。

こうした政府の方針に照らせば、道徳教育を徹底するといっても、その内容と方法は、子どもたちの生活や意識に即した自主的な学びではなく、上からの規範意識の押し付けということにならざるを

えないだろう。自民党の選挙公約も「国旗・国歌を尊重し」「規範意識を養う教育」をうたっている。そして安倍政権はさっそく『心のノート』の全員配布を復活した。

5. 大企業が国際競争に勝ち抜くために役立つ人材を育てる

安倍政権は、大企業の利益を最大にする国づくりをめざし、大企業が国際競争に勝ち抜くために役立つエリート人材育成に力を集中しようとしている。そのため、5歳児から義務教育にし、小中高の6・3・3制の区切りを自由化して、少しでも早くからできる子・できない子に選別し、エリートとして育てる子は飛び級制度を活用してどんどん上級へ進ませて手厚い教育をほどこす。教育再生実行会議の第三次提言では、エリート育成のために小学校英語の実施学年引き下げや、全国で100の高校をスーパー・グローバル・ハイスクールに指定し、同様の指定を大学にも行うことなどを盛りこんでいる。

子どもの選別にはテストが欠かせない

ので、安倍政権は全国一斉学力テストを全員実施に切り替えた。高校卒業時に達成度試験を国が実施し、その合格者だけに大学受験資格を与える制度も検討されている。

一方、エリートコースには進めない一般の子どもの教育にかける経費は削減する。義務教育の35人学級の拡大は中止し、高校授業料無償化には所得制限を導入しようとしている。エリート育成に役立たない経費はできるだけ削減して、その分の企業の税負担を減らすというのが財界の要求なのである。

6. 教職員への統制の徹底と教育行政の政治支配・中央集権化

まず教員免許制度を改定し、大学で免許取得に必要な科目を修得しても准免許しか与えられない。その後3年程度の実務経験をへて試験および適性確認制度に合格してはじめて本免許が勤務地の教育長から与えられる。学習指導要領を順守し校長や教育長の指示に忠実に従って3年間勤務したことが認められた者だけが教員免許を与えられることになる。子ども

もとふれあい、自主的に教材研究し工夫して授業をすることよりも、上からの指示命令に従って動くことを優先する教員だけで学校が固められる。

教員には、つねに勤務成績の評定が行われ、それによって優遇されたり免職されたりする。

そのうえ教員の政治的行為と政治的目的をもつ政治教育には刑事罰が科せられる。結局、政府見解と異なる事実を教えれば、政治的目的をもつ政治教育とみなされて刑事罰と免職処分が科せられることになる。

次に、地方教育行政の執行機関を現行の「教育委員会」から「首長―教育長」体制に変え、首長が任命する教育長を教育行政の執行責任者にする。教育委員会は教育長の諮問機関にするなど権限のまったくない機関になる。これにより、教育の政治からの独立という原則は全く失われる。たとえば首長・教育長が「つくる会」系教科書を採択したいと思えば、教育委員会の審議を経ることなく、教育長の独断でいとも簡単に決めることができる。

さらに、現行法のもとでは特殊な例外を除いて文科大臣が地方教育委員会に指

示・命令をすることはできないが、もつと広範囲に指示・命令を出せるように変え、教育の地方自治という戦後教育制度の大原則は消滅させられる。沖縄県八重山採択地区では、石垣市と与那国町が青鵬社版公民、竹富町が東京書籍版公民を使用しているが、文科省が竹富町に青鵬社版採択を命じることができるようになる。

7. 国家教育権の復活を許さない大運動を

戦前の教育は、政府が決めた教育内容を全国一律に強制することによって、天皇のために命を捧げ喜んで戦争に参加する国民を育て、侵略戦争を国をあげて遂行する過ちをおかした。戦後の教育制度はその反省に立ち、教育の政治からの独立、教育の地方分権の原則が立てられ、教育委員会制度として具体化された。さらに、すべての子どもへの平等な教育を実現するために、単線型の学校制度がつけられた。

そのうえで、憲法26条の教育を受ける権利については、教科書裁判をはじめとする戦後の様々な教育運動を通じて、そ

の内実が深められてきた。その一つの到達点が1976年の旭川学力テスト事件最高裁判決である。同判決は「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」と述べ、教育は国家のためにあるのではなく、子どもの学習権を充足するためにあることが明示された。

これらの原則はこれまでの政権によってかなり形骸化されてきたが、安倍政権の教育「改革」は、この戦後教育の大原則をいっそう明確に根本的に転換し、それを法制度的にも完成させようとしている段階にある。自民党改憲案の26条に「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」という第3項を付け加えたのは、教育は国のためにあるとする国家教育権復活の宣言である。

私たちは、この違憲無法な教育「改革」の実態を広く知らせ、安倍政権の政策に反対するさまざまな運動とも手をつないで大きな運動に発展させたい。